

平成28年度 文教委員会資料②

【議案第176号】

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成28年11月25日)

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前									
○川崎市国際交流センター条例 平成6年3月30日条例第3号	○川崎市国際交流センター条例 平成6年3月30日条例第3号									
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）									
1 省略	1 省略									
2 省略	2 省略									
3 駐車場利用料	<u>（新設）</u>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">基本料金</th> <th style="text-align: center;">超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通自動車</td> <td>1台1時間まで</td> <td>超過時間30分までごとに</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金	超過料金	普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分までごとに	準中型自動車	200円	100円	
種別	基本料金	超過料金								
普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分までごとに								
準中型自動車	200円	100円								
備考 普通自動車又は準中型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車又は準中型自動車をいう。										